

徳島県告示第三十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）（第五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第一号漁業者の同意が同条第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年一月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第一号に掲げる漁業

あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名称	水域	被共済者
あわび阿南加入区	共第七十二号、共第七十七号、共第七十九号、共第八十一号、共第八十四号、共第八十六号、共第八十八号、共第九十号、共第九十二号、共第九十三号、共第九十五号、共第九十七号、共第九十八号、共第九十九号及び共第一百六十三号漁業権の漁場の区域	阿南漁業協同組合